

No.18 2002年11月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

第18回淀川部会の内容……………P.1

第18回淀川部会の資料より抜粋……………P.7

これまで開催された委員会および部会等について……………P.10

当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成14年9月24日(火) 第18回淀川部会が行われました。



【大阪会館にて】

第18回淀川部会 委員リスト

2002.9.24現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク ・市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	榎村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榊屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	財団法人 山階鳥類研究所 所長	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第18回淀川部会の内容

第18回淀川部会では、委員会、委員会ワーキンググループ(WG)の状況についての報告、および最終提言に関する意見交換が行われました。また、これまでに実施した現地対話集会など、一般意見聴取に関する取り組みの評価・総括についても議論が行われました。

第18回淀川部会(2002.9.24開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時:2002年9月24日(火) 13:30~17:00

場 所:大阪会館 Aホール

参加者数:委員16名(うち1名は部会長の要請により参加)、河川管理者16名、一般傍聴者122名

1. 決定事項

今回の淀川部会は、10月29日(火)午後1時30分より開催。11月13日(水)の拡大委員会に向け、最終提言の内容を検討する。

2. 審議の概要

委員会および委員会WGからの報告と意見交換

資料1-1「委員会ワーキンググループ(WG)について」、資料1-2「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、資料1-3「委員会WG結果概要」をもとに、前回部会以降に開催された委員会や他の部会、委員会WGについて説明が行われ、各WGについて意見交換が行われた。

- ・水位管理WGでの問題は、水需要など他のWGにも提案して検討すべき。WG同士が横のつながりを持ってほしい。(部会長)

最終提言に関する意見交換・河川管理者からの発表

資料2-2「最終提言目次案」、資料2-3「最終提言素案」を検討するにあたり、河川管理者から資料4「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」を用いて「壊滅的被害」、「浸水の許容」について説明があり、最終提言(治水について)に関する意見交換が行われた。

- ・発表内容は国土交通省の意見ではなく、淀川工事事務所長の意見である。治水の理念転換は淀川から変えていきたい。(河川管理者)
- ・治水に関する理念転換が何をもちたすが、中間とりまとめでもWGでも曖昧にされている。多くの人に理解してもらうためにも、明確に表記する必要がある。
- ・大きな理念転換をする際には、中小河川との整合性など細部まで短時間につめるのは無理。方向を確認し、課題や今後の進め方を計画の中に盛り込めば良いのではない。

一般意見聴取・反映方法について

資料3「これまで実施した意見聴取・反映方法のまとめ」を用いて、現地対話集会の評価・総括、委員会への提言事項について話し合いがあった。

- ・一般意見聴取WGの仕事は、最終提言に一般意見をどう取り入れるか検討することと河川整備計画を策定、推進する際住民がどう関わるかについて検討することの二つが重要だ。
- ・寄せられた意見をそのまま反映するのは無理だろう。委員が解釈し、消化することが必要。

3. 主な意見

委員会および委員会WGからの報告と意見交換

資料1-1「委員会ワーキンググループ(WG)について」、資料1-2「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、資料1-3「委員会WG結果概要」をもとに、前回部会以降に開催された委員会や他の部会、委員会WGについて説明が行われ、各WGについて意見交換が行われた。

<各WG、最終提言作業部会に関する主な意見>

水需要管理WG

第14回委員会資料3-4「水需要管理WGとりまとめ骨子(案)」を用いて、これまでの水需要管理の議論とそのとりまとめについて報告がなされ、その後、意見交換が行われた。

- ・水利権の許認可制、地下水の復活や地下水の汲み上げ(所有権)についても触れておく必要があるのではないか。(委員)

地下水について、水需要管理WGで検討すべきかどうかという問題があるが、検討してみたい。それから、水利権の許認可制については、その検討が流域委員会の役目なのかどうかという疑問もあり、まだ議論するにはいたっていない。(委員)

水利権や地下水に関しては、河川管理者の業務権限にも関わる問題だ。河川管理者に今後期待することも含めて、WGで考えていきたい。(委員)

- ・淀川部会中間とりまとめでは「転用」についても記述されている。WGではその具体的な方法について、どのような議論が行われているのか。

「転用」については、大きな捉え方で議論されている。より具体的なことは添付資料によって充実させていきたいと考えている。

- ・「水需要管理協議会」の設置について提案されているが、どういった権限を持たせるのかといった具体的な議論はまだできていない。また、節水の具体的な技術や方法についても議論できていない。今後のWGでは、一般の方々にも水需要管理の核心をはっきりと明確に示せるように、議論を深めていきたい。(部会長)

水位管理WG

スライドを用いて、水位管理WGのこれまでの議論内容について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

- ・樟葉地点の砂州において、治水安全上の理由から実施されている出水後の急激な水位の低下操作が、フナやコイの産卵行動に影響を与えている。そのために例えば、水が余ってれば産卵期に合わせて水を流して砂州を冠水させる、或いは、出水後の水位低下をできるだけゆっくり行う等の生態系に考慮した水位操作について、具体的に考えていきたい。
- ・現在のところ、水辺移行帯の魚の生態系を中心に議論が進んでいるようだが、今後のWGでは河川環境全体の復活を目指して、例えば、高水敷の冠水頻度の上昇や環境用水の実現

にむけて、より具体的に議論・提案していくべきではないか。

現段階では、高水敷を冠水させるような水位操作は難しいのではないかと感じている。まずは、水辺移行帯の冠水頻度を上げて、コイやフナの産卵期に水位を上昇させることができないか、議論している。

- ・急激な水位上昇は魚にとっては良いが、人間にとっては危険である。生態系に考慮した人工洪水による攪乱や出水後の緩慢な水位の低下操作は、治水・利水安全度とどのように関わってくるのか。琵琶湖の水位と淀川の水位には相反する点が数多くある。これらについても検討するべきだ。
- ・「水需要管理協議会」のような常設の協議会をつくり、水位操作に関して、関係者間で継続的に話し合っていく必要があるだろう。
- ・「月にcmの水位にする」という操作規則は硬直的に思える。機械ではないのだから、もっとたくさん人間が知恵を出しあって臨機応変にできないか。
- ・水位管理WGは他のWGに対して、環境用水についての考え方や具体的なプラン等について、より具体的な提案や課題を出していく必要があるだろう。いまのような縦割りのWG運営のままではいけない。(部会長)

ダムWG

- ・ダムWGでは、ダムが産業的な発展に寄与し大きな治水効果も上げてきたが、その一方で自然環境に大きな影響を与えてきたといった全般的な議論が進められてきた。今後は、ケーススタディとして流域のダムを1つ取り上げて、研究するということになっている。
- ・前回のWGでは、丹生ダムをケーススタディとして取り上げて議論する予定だったが、滋賀県と高時川の治水に関する考え方についての擦り合わせができていないため、丹生ダムの説明資料が用意できなかった。(河川管理者)

一般意見聴取WG

- ・河川整備計画が完成し、それを実行していく段階で一番重要なことは、淀川の特性を活かした協議会や連絡会議のような実態を踏まえた議論をしていく場が重要である。一般意見聴取はその活動の中に組み込まれていくことになるだろう。具体的な方法については、今後のWGで議論を深めたい。
- ・流域委員会に寄せられた一般からの意見について、部会においてもWGにおいても十分な検討や回答を行ったわけではない。これらを今後どう取り扱っていけばいいのか。WGで検討したい。
- ・これまでに寄せられた一般からの意見はラウドマジョリティであり、サイレントマジョリティや次世代を担う若い世代の意見を抽出する必要性もあるという意見も出ている。今後、検討したい。

最終提言に関する意見交換・河川管理者からの説明

河川管理者から資料4「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」を用いて説明がなされ、最終提言(治水について)について意見交換が行われた。

<説明要旨>

「洪水の壊滅的被害」という言葉が様々な受け取られ方をしている。若干誤解もあるかもしれないので、どういう流れで「壊滅的被害を回避する」ということを言ってきたのかを、再度、

説明させて頂きたい。

・破堤の輪廻

破堤 目標流量の設定 河川改修 より高い堤防 住民の安心感向上・沿川土地利用の高度化 洪水エネルギーの集中・増大 未曾有の降雨 破堤 さらなる目標流量の設定、洪水エネルギーの集中と増大、より高くなった堤防、沿川土地利用の高度化は、過去の破堤に比べ大きな被害を発生させる。そして、高い堤防がいったん破堤すると、人命が失われる、家屋等が破壊される、ライフライン支障による混乱が生じる、浸水による被害が生じる。破堤の輪廻を経て、洪水に対して「脆い」地域ができあがってしまった。

・洪水対策・地域整備の転換

目標流量を決めて、目標洪水量を河川の中に閉じ込めて処理するこれまでの河川整備（自然との全面対決）を見直さなければならない。つまり、大雨という自然現象は完全に制御できない、浸水は受け入れざるを得ないという発想に立ち返り、その上で洪水に対して「脆い」地域から「したたかな」地域に整備し直さなければならない。

・「したたかな」地域に向けて

このために、まず破堤の回避が前提となる。堤防が切れ、洪水エネルギーの破壊的な解放を回避する対策を優先し、「命までは取られない」「家屋は浸水はしても破壊されない」「ライフラインは途絶しない」という安心感が得られる地域整備に取り組む必要がある。つまり、淀川は溢れる、その際には壊滅的な被害だけは回避する、その上で浸水被害をできるだけ軽減するという考え方に方向を転換してゆくべきである。

・不遜な語感を持つ「浸水は許容する」

現状は「浸水を許容する」とか「しない」という状況ではなく、いつどこで起こるかかわからない破堤を甘受するほかなく、極めて脆く安心できない状況にあることを認識すべきである。人間が河川を制御するのではなく、河川に生かされるという発想に立つならば、「ここまでなら浸水を許す」という不遜な語感を伴う「浸水の許容」が出てくる余地はない。

意見交換

・自治体の治水対策との整合性を図るために、河川管理者が権限を明確にしておくべきだ。目次案には、河川管理者の業務内容・守備範囲・権限・責任について書くべきである。

・自治体では、過去の洪水被害を対象にして支川の整備を行い、本川に水を排水することを計画している。この自治体の計画に対して、本川が「NO」と言えるならそれで良いが、現実はそうはなっていない。河川管理者の提案には賛成するが、自治体はこの提案を受け入れることはできないだろう。今からしっかりと調整を行わなくてはならない。

・自治体との整合性を考慮して治水対策を考えれば、おそらく従来の河川整備と何ら変わりのないものができるだろう。この委員会の役目は、新たな目標を提示することにある。自治体の多くは50mmを目標降雨にして、河川整備計画を立てている。流域委員会は、50mmを越えるような豪雨に対しても、壊滅的な被害を回避することを目標にしていこうと提言している。

・現実として、国と自治体の間で河川整備計画をめぐって、矛盾が露呈しはじめている。例えば、国が管轄する丹生ダムと、県が管理するダム下流の姉川・高時川。これらをどう取り扱っていくのか、考えていかなければならない。

・長期のスパンで考えていくことが、この流域委員会の使命だと思うので、詰め切れないところが多く出てくるのは仕方がない。方向性を確認し合うことがまず必要で、あとは検討

課題や今後の進め方について意見を出せばいいのではないか。

・国と自治体のレベルにおいても、治水対策に整合性が取れていないが、直轄の河川管理者においても、それは同じだ。本日のような新たな治水対策への転換の提案は、おそらく淀川流域だけのものだろう。しかし、本当に必要な理念の転換であるならば、淀川流域から全国に発信していけばよいことだ。（河川管理者）

・治水の理念の転換が今すぐにできるとは思っていない。優先順位を決めて進めていきたい。それが順応的管理だと思っている。（河川管理者）

・今後の流域委員会では、より具体的な提言を行っていかねければならない。例えば、治水の理念の転換を提言するならば、これまでの河川整備のどこをどう変えていくのか。従来の施設による対応がどう変化していくのか。基本的にはダムを採用しないと提言するならば、その代替案としてどのような方法があり得るのか。WGでの議論を深め、一般の人にも説明していかなければならない。（部長）

一般意見聴取・反映方法について

資料3「これまで実施した意見聴取・反映方法のまとめ」を用いて、現地対話集会の評価・総括、委員会への提言事項について意見交換が行われた。

<主な意見>

・住民、専門家、行政が共に考えていくための仕組みづくりがもっとも重要だ。それを実現するための組織作り、例えば協議会や実行委員会をどうやって具体化していくかを考えてきたい。

・自治体等を含めた利害関係者と一般からの意見については、きちんと仕分けしたうえで議論を進めていく必要があるだろう。

・一般意見聴取WGには2つの目的がある。1つは、一般からの意見を最終提言にどのように組み込んでいくのか。もう1つは河川整備計画が完成し施行されていく中で、どのように住民意見の聴取・反映を進めていけばよいのかを考えていかなければならない。

・一般からの意見には、賛成反対意見が多数存在しているため、すべてをそのまま最終提言に盛り込むことは難しいだろう。委員が一般からの意見を解釈した上で、最終提言に書き込んでいくほかないだろう。

・一般からの意見に対する回答については、流域委員会の最終提言が、その役目を果たすのではないか。

・一般意見聴取・反映について、流域委員会には3つの仕事がある。1つめは、一般からの意見を最終提言にどう反映していくかを検討し、実行すること。2つめは、河川整備計画の中身として、住民意見の聴取・反映のための継続的な組織が必要かどうか、もし必要であればどういった組織が望ましいかを検討すること。3つめは、河川法に書かれている「住民意見の聴取・反映」をどういった手法で実施していくべきか、その手法に関する流域委員会の検討結果を提言すること。各WGでは、これらの3つの仕事を意識したうえで、具体的な検討を進めて頂きたい。

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第18回淀川部会の資料より抜粋



河川管理者提供資料より

河川管理者より、資料4「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」を用いて、「壊滅的被害の回避」や「浸水の許容」など、治水の理念転換に関して説明が行われました。

これは、中間とりまとめにも記載されている「洪水の壊滅的被害」という言葉の認識について一部相違が見られるため、確認の意味で再説明されたものです。以下に、その全文を掲載いたします。

説明資料一覧

配布資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		Y18-A
資料1 - 1	委員会ワーキンググループ(WG)について	Y18-B
資料1 - 2	委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)	Y18-C
資料1 - 3	委員会WG 結果概要	Y18-D
資料2 - 1	最終提言のとりまとめ方針(案)	Y18-E
資料2 - 2	最終提言目次案	Y18-F
資料2 - 3	最終提言素案(主要論点の整備計画の方向性について)	Y18-G
資料2 - 4	9月～12月の委員会、部会、運営会議の日程について	Y18-H
資料3	これまで実施した意見聴取・反映方法のまとめ	Y18-I
資料4	「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」：河川管理者からの提供資料	Y18-J
参考資料1	委員および一般からの意見	Y18-K
資料番号なし	水位管理WGの中間報告について(第14回委員会資料3-3)	Y18-L
資料番号なし	「水需要管理」WGとりまとめ骨子(案)(第14回委員会資料3-4)	Y18-M
資料番号なし	「琵琶湖・淀川水系河川整備計画」後の実現に向けての思案(メモ)：塚本委員からの提供資料	Y18-N

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

繰り返す破堤の輪廻からの脱却

我国の近代治水事業は、淀川改良工事(明治30～43年)に始まります。明治18年、枚方で淀川左岸堤防を切り大阪に大災害をもたらせた洪水を契機に制定された河川法は、国家による洪水対策の実施を法律として位置づけました。それを受けて行われた淀川改良工事は、瀬田川浚渫と洗堰設置、宇治川の巨椋池からの切り離し、新淀川開削と毛馬水閘門設置の3点セットによって、現在の淀川の姿を造りました。

瀬田川の浚渫は、琵琶湖沿岸の洪水氾濫を減少させるために、瀬田川の洪水流下能力を増大させる目的で行われました。そして、平常時の下流への流量調節と淀川洪水時に琵琶湖から下流へ洪水を流さないことを目的として、瀬田川洗堰が設置されました。

宇治川、桂川、木津川の洪水は一旦巨椋池に流れ込んだ後、徐々に淀川本川に流出していましたが、宇治川を巨椋池から切り離すことで、3川はそれぞれ連続した堤防で

分離されたまま合流し、淀川本川として流れ下ることとなりました。このことによって巨椋池周辺の湛水被害は少なくなり、その後の巨椋池干拓事業を可能ならしめました。しかし、上流からの洪水は、巨椋池で自然調節され、そのエネルギーが縦やかに解放されることなく、そのまま下流へ流れていくこととなりました。

新淀川の開削は、大阪市内を洪水から守り、同時に大阪港の土砂堆積を防ぐためのものでした。そして旧淀川(大川)への流量調節と舟運のために毛馬水閘門が設置されました。

瀬田川洗堰、毛馬水閘門設置
……施設による流量調節

宇治川の巨椋池からの切り離し
……連続堤防による河道の固定、遊水池の消滅

新淀川の開削
……ショートカットによる洪水の排除

これらの工事に、近代治水事業

が目指した方向、すなわち「近代技術による淀川の制御」を見ることが出来ます。

淀川改良工事は明治43年完成しました。当時の住民は高い丈夫そうな連続する堤防を眺め、もうこれで洪水被害を被ることはないと思われたことと思われます。しかし、完成からわずか7年後、改良工事で人間の制御下に入ったと考えられた淀川は高槻市大塚において、右岸堤防を切り洪水エネルギーを破壊的に解放しました。

この破堤を受け、大正7年から昭和7年にかけて淀川改修増補工事が実施され、堤防はさらに高く構築されました。そして高く、丈夫そうな堤防に引き寄せられるかのように、淀川沿川の湿地、田畑は次々と住宅や工場などに変わっていききました。

それから30数年が経た昭和28年9月、13号台風は京都府域宇治川の左岸堤防を切り、昭和16年に干拓された巨椋池を眼前に復活させました。もしこの時、宇治川が切れなかったら、淀川本川の堤防が切れたと考えられます。このように、破堤は繰り返されてきたのです。

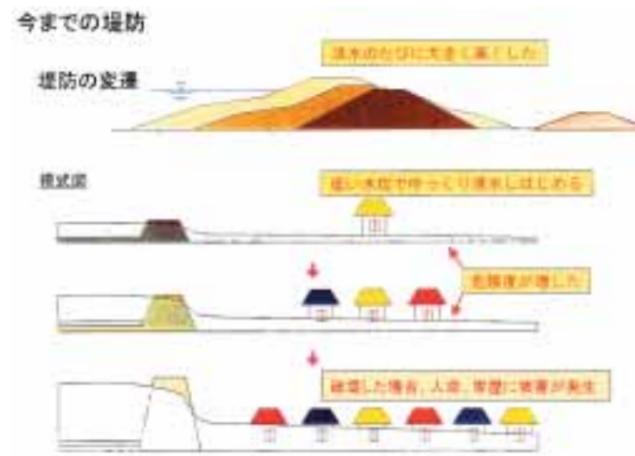
破堤。目標流量の設定。目標流

量を流すための河川改修（堤防高
上げや掘削による流下能力向上な
ど）、住民の安心感。沿川の土地利
用の高度化。河川改修による洪水
エネルギーの集中、増大。そこに
未曾有の大雨。そして、また破堤。
まさに「破堤の輪廻」です。

洪水エネルギーの集中と増大、
より高くなった堤防、土地利用高
度化による人口・資産の集中は、
破堤を繰り返すたびに、過去の破
堤に比べてさらに大きな被害を生
じさせます。人命が失われます。
家屋が破壊されます。電気や水道
などのライフラインが途絶します。
人工構造物である堤防の破壊によ
って、壊滅的な被害を受けるので
す。

現行の治水計画では、淀川の目
標降雨は200年に一度の大雨です。
しかしこの目標を達成するためには、
これから何十年、いや百年経
っても完成していないかもしれま
せん。仮に百年後に完成したとし
ても、目標降雨以上の大雨が降れ
ば、どこかで破堤します。そして
洪水エネルギーの破壊的な解放に
よって壊滅的な被害を被ること
になります。これではいつまで経
っても安心できません。「破堤の輪
廻」から脱却できないのです。

近代治水事業を始めて100年以上
経ちました。確かに氾濫頻度は少
なくなりました。これは大きな成
果です。しかし仮に今、一昨年の
東海豪雨なみ（1日に降った降雨量
が年間降雨量の1/3）の大雨が降れ
ば、淀川、宇治川、桂川、木津川



繰り返す破堤の輪廻（近畿地方整備局資料より抜粋）

のどこかで、そして複数の箇所
で破堤します。特に木津川では、ほ
とんどの堤防が砂で構築されてい
るため、昭和28年9月の13号台風
と同じ雨に対してさえ、全川にわ
たって極めて危険な状態です。

多くの住民が、破堤の恐れのある
堤防の際に住んでいるのです。
しかし大河川の氾濫原に生活して
いることの意識がありません。高
さ10mにも達する長く連なった脆
弱な土山の下で、住宅が建ち、地
下街が広がり、繁華街に人々が集
まっているのです。洪水に対してま
ったくと言っていいほど無防備な
地域を造ってしまったのです。

これまでの洪水対策、地域整備
の考え方を見直す必要があります。
目標降雨を決めて、目標洪水量を
連続堤と連続堤の中に押し込めて
処理する。自然との全面対決です。
地域は、洪水は河川内で処理され
るものだと、洪水氾濫など想

定もしないで街づくりを進める。
設定された目標以上の降雨が降れ
ば、いや、28年13号の実績降雨で
も、破堤し壊滅的な被害を受けるの
です。今も明治以来の「破堤の輪
廻」から脱却していません。そし
て次の破堤では、これまでとは比
較にならない悲惨な状況を呈しま
す。

大雨という自然現象を人間が完
全に制御することはできない。ど
んな大雨でも浸水しないようにす
ることなど、不可能です。浸水は
受け入れざるを得ないという発想
に立ち返らなければならないと思
います。その上で洪水に対して「脆
い地域」から「しぶとく、したたか
な地域」に整備し直すことが必要
です。

そのためには、避難体制の確立、
ライフライン対策や地下街対策を
急ぐべきです。また抜本的には浸
水を前提として、浸水を織り込ん

だ土地利用に変える必要があります。
また建築基準の見直しも必要
です。洪水を河川だけで処理しよ
うとするのではなく、地域として
洪水を「しぶとく、したたかに」
受け入れるように変えていかなけ
ればなりません。そしてこのよう
な対策の前提となるのが、破堤の
回避です。人工構造物である堤防
が切れ、洪水エネルギーが破壊的
に解放されるのか、否かで、地域
が受けるダメージは格段に異なり
ます。破堤による壊滅的な被害は、
避けるようにしなければなりません。
どんな大雨でも、「命までは取
られない」、「家屋は浸水しても破
壊はされない」、「ライフラインは
途絶しない」という安心が得られ
る地域整備に本気で取り組むべき
です。

東海豪雨並の大雨、もしくはそ
れ以上の大雨は、これから50年間
降らないかもしれませんが、しかし
今年降るかもしれないのです。洪
水を制御できるかのように洪水対
策を行い、洪水に無防備な地域を
造ってしまった私たちに、必ずいつ
か自然のしっぺ返しがくると思
います。

いつまで経ってもできない「淀
川の制御」に拘泥するのではなく、
「淀川は溢れるのだ。その際に壊滅
的な被害だけは避ける。その上で
浸水被害をできるだけ少なくする。」
という考え方に方向を変えるべき
です。このことによって、今後の
洪水対策の内容、優先順序は大き
く変わることとなりますが、住民

のご理解が得られれば確実に実現
できることだと確信しています。

「浸水を許容する」

最近、洪水対策の議論の中で「あ
る程度の浸水は許容する」とか「浸
水を許容するような計画でよいの
か」といったことをよく聞く。

「許容」とは辞書によると、「許
して受け入れること」である。一
体何に対して、どこまでの浸水を
「許して受け入れる」というので
あろうか。

これまで、大雨による洪水氾濫
を受けるたびに、堤防を築き、嵩
上げし、川底を掘ってきた。これ
は、洪水を川の中に押さえ込もう
という考え方に基づく。しかしそ
の結果、上流での氾濫解消が下流
への洪水量の増大を招き、嵩上げ
された堤防は、一朝破堤すればそ
れまで以上に大きな被害を招く潜
在的危険性を高めている。大雨、
破堤、河川改修（築堤、嵩上げ、
河床掘削）、洪水量の増加、無防
備な土地利用、大雨、破堤・・・。
まさに破堤の輪廻を繰り返してきた。
そして、今も破堤の輪廻から
脱却していない。

現に、明治以降100数十年におよ
び近代治水事業が実施されてきた
が、今東海豪雨並みの500mmの大
雨が降れば、必ずどこかで破堤し、
破堤に対して無防備な住民、地域
社会は確実に大打撃を受ける。現
状は「浸水を許容する」とか「し
ない」というようなことを言って

いる状況ではなく、「いつどこで
起こるか分からない破堤を甘受せ
ざるを得ない」極めて脆い、安心
できない状況にあることを認識す
べきである。

自然現象の大きな力の前には、
人間の力は微々たるものである。
この認識が共有できれば、いつま
でもできるわけがない「河川を制
御する」に拘泥するのではなく、
「河川に生かされる」という発想
に転換せざるを得ないではないか。
「河川に生かされる」という発想
に立つならば、洪水の大きな力に
対して、柔軟にかつしたたかに対
応する方策を目指すべきである。
すなわち、洪水氾濫を織り込み済
みとした避難体制整備、土地利用
誘導であり、壊滅的な被害だけは
回避することを優先した河川整備
方策への転換である。

「河川に生かされる」という発想
からは、「ここまでなら許す」と
いう不遜な語感を持つ「浸水の許
容」という言葉が出てくる余地は
ない。

記載内容は、淀川工事事務所所長
としての意見であり、国土交通省と
しての方針ではありません

これまで開催された委員会および部会等について

第18回淀川部会(平成14年9月24日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回	H13/2/1(木)	第1回	H13/5/11(金)	第1回	H13/5/9(水)	第1回	H13/5/23(水)
第2回	H13/4/12(木)	第2回	H13/6/8(金) (現地視察)	第2回	H13/6/2(土) (現地視察)	第2回	H13/6/7(木) (現地視察)
第3回	H13/6/18(月)	第3回	H13/6/25(月) (現地視察)	第3回	H13/7/6(金)	第3回	H13/6/21(木) (現地視察)
第4回	H13/7/24(火)	第4回	H13/8/22(水)	第4回	H13/8/9(木) (現地視察)	第4回	H13/8/7(火)
第5回	H13/9/21(金)	第5回	H13/10/12(金)	第5回	H13/8/11(土) (現地視察)	第5回	H13/10/9(火)
第6回	H13/11/29(木)	第6回	H13/11/1(木)	第6回	H13/8/19(日) (現地視察)	第6回	H13/12/18(火)
第7回	H14/2/1(金)	第7回	H13/11/20(火) (現地視察)	第7回	H13/9/10(月)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第8回	H13/12/21(金) 「意見聴取の試行のための会」	第8回	H13/10/31(水)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第9回	H14/1/24(木)	第9回	H13/11/26(月)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第10回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第11回	H14/3/13(水)	第11回	H14/2/5(火)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第12回	H14/4/7(日)	第12回	H14/3/14(木)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第13回	H14/5/12(日)	第13回	H14/3/14(木)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第14回	H14/4/5(金)		
		第15回	H14/6/17(月)	第15回	H14/5/27(月)		
		第16回	H14/7/4(木)	第16回	H14/6/24(月)		
		第17回	H14/8/8(木)	第17回	H14/7/31(水)		

その他	設立会	H13/2/1(木)	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)
	発足会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。

ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。
会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。

必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.18

2002年11月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。